チャレンジやおロゴマーク使用規程

令和３年４月１日

八尾市環境部環境保全課

八尾市は、平成22年３月に「八尾市地球温暖化対策実行計画」を策定しましたが、近年の低炭素社会から脱炭素社会への世界的な潮流等、地球温暖化に関わる社会情勢の変化を踏まえ、より効果的に取組を推進していくための見直しを行い、新たに「八尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・チャレンジやお)」として改定し、脱炭素社会の実現をめざします。

チャレンジやおを市内外に広く広報することを目的にロゴマークを作成しており、市民・市内事業者の方々に積極的に使用していただくことにより、ロゴマークの普及・啓発にご協力いただければと考えております。

なお、本ロゴマークについては、下記の項目を順守の上ご使用ください。

記

１　使用届

ロゴマークの使用を希望する場合は、別記様式「チャレンジやおロゴマーク使用届」に必要事項を記入の上、あらかじめ八尾市へメールにて提出してください。

２　デザイン

八尾市が認めた場合を除き、縦横比や配色等については変更せずに使用してください。ただし、縦横比を維持したままの拡大・縮小を妨げるものではありません。

①カラー横組　　②カラー縦組

３　事故等

本ロゴマークの使用に関するクレーム等については、八尾市は一切の責任を負いかねます。

４　禁則事項

次の各号に該当する場合の使用は認めません。

⑴ 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
⑵ 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
⑶ ロゴマークを付した商品等を有償にて販売するなど、営利を主たる目的とするような場合
⑷ 特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合
⑸ 特定の商品等の品質や安全性を担保・保証するものとして使用する場合
⑹ 暴力団員または八尾市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者が関している場合
⑺ 地球温暖化対策の正しい理解の妨げとみえるような使用となる場合
⑻ その他、八尾市が不適当と判断する場合

5　使用の管理等

八尾市は使用者に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求め、またはロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができることとします。

また、使用者は、ロゴマークの使用を中止した場合、八尾市へ報告を行ってください。

6　使用の差止め

次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、八尾市はロゴマークの使用を差し止めることができることとします。

⑴ 本規程に違反して使用した場合

⑵ ロゴマークの使用にあたり、あらかじめ提出された使用届に虚偽の記載があった場合

⑶ 使用者が法令に違反した場合

⑷ 前各号に掲げるものの他、八尾市が不適切と認めた場合

7　説明文の併記

可能であれば、ロゴマークとともに、チャレンジやおの説明文を併記してください。

例１　八尾市は2050年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざします。